

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を処分する際は、

フロン類の回収を充填回収業者に依頼しましょう！

(2020年4月1日施行)

改正フロン排出抑制法により、業務用冷凍空調機器を処分する際の規制が強化されました。

- 業務用冷凍空調機器を処分する際にフロン類を回収しないと**罰金**が科せられます！
- フロン類の回収が証明できない業務用冷凍空調機器は**引取ってもらえません！！**

フロン類とは？

フロン類はエアコンの冷媒などに使用される物質です。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の**100～10,000倍**という強力な温室効果があり、地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。



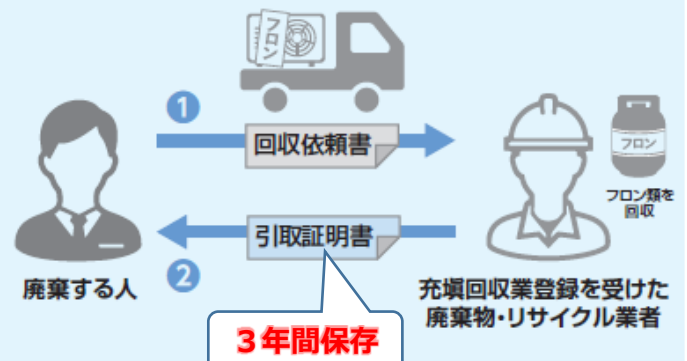
業務用冷凍空調機器の処分するには？

1. フロン類の回収と機器の処分を別の事業者依頼する場合



※第三者を介して廃棄物・リサイクル業者へ機器を引き渡す場合は、当該第三者(解体工事元請業者等)に引取証明書の写しを渡してください。

2. フロン類の回収と機器の処分を同じ事業者依頼する場合



出典：機器管理者向け法改正リーフレット（環境省）を加工して作成

1. 機器内のフロン類を**充填回収業者**※に回収してもらい、フロン類を回収した証明書（**引取証明書**）を受け取ります。その際、**回収に係る費用は廃棄する人が負担**します。廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**引取証明書（写し）がなければ、廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡すことができません。**

2. 充填回収業登録を受けた廃棄物・リサイクル業者に依頼する場合には、フロン類の回収とあわせて機器を引き渡すことができます。

※充填回収業者の名簿はこちら↓
(宮城県環境生活部環境政策課ホームページ)

宮城県 充填回収業者名簿

検索



宮城県

フロン排出抑制法の対象となる業務用冷凍空調機器とは？

- ・業務用冷凍冷蔵庫
- ・製氷機
- ・冷凍冷蔵ショーケース
- ・冷水機
- ・ビールサーバー
- ・すしネタケース
- ・パッケージエアコン
- ・スポットエアコン
- ・自動販売機



出典：フロン排出抑制法パンフレット（環境省）を加工して作成

業務用冷凍空調機器の見分け方は？

対象となる業務用冷凍空調機器には、フロン類の種類・量が記載された銘板・シールが貼付されています。

また、業務用冷凍空調機器のメーカーや販売店に問い合わせる方法もあります。

フロン使用機器 フロンの見える化

- フロンが放出されると地球温暖化が進みます。機器を廃棄するときは適正にフロンを回収しましょう。
- 修理時にフロンの補充が多い場合は、フロンが漏れています。修理が必要です。

この機器の温暖化ガス(CO₂換算): **56** トン

フロン排出抑制法 第一種特定製品

この製品には冷媒として「HFC」が使われています。

- (1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- (2) この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
- (3) 出荷時のフロン類の種類・数量・地球温暖化係数は本銘板に記載されています。

なお、設置時の冷媒追加量は本機に貼られた冷媒量記入銘板に記入ください。

(「フロン排出抑制法」の部分は、旧法の「フロン回収・破壊法」と記載されている場合があります)

詳しくは、パンフレット「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」でご確認ください。

(http://www.env.go.jp/earth/earth/pamphlet_furon.pdf)

◆ お問い合わせ先

窓口	電話番号	所管区域
宮城県環境生活部環境政策課 温暖化対策班	022-211-2661	仙台市又は県外
仙南保健所環境廃棄物班	0224-53-3118	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
塩釜保健所環境廃棄物班	022-363-5506	塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 利府町, 松島町, 七ヶ浜町, 大和町, 大郷町, 大衡村
塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	0223-22-6295	名取市, 岩沼市, 亶理町, 山元町
大崎保健所環境廃棄物班	0229-87-8002	栗原市, 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
石巻保健所環境廃棄物班	0225-95-1418	石巻市, 登米市, 東松島市, 女川町
気仙沼保健所環境廃棄物班	0226-22-5127	気仙沼市, 南三陸町



宮城県